

入札参加者資料集

条件付一般競争入札（事後審査方式）

入札に参加される方は、必ずお読みください

告示文書、一般競争入札（事後審査型）要領、契約規則、契約約款、設計図書等に定めがない事項は、この入札参加資料集の例によるものとしますので、熟知のうえ参加してください。

目 次

○ 坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書	1
○ 建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項（建設工事）	4
○ 入札金額見積内訳書の作成条件（全業種適用）	6
○ 公共事業への暴力団等の不当介入対応マニュアル	9
○ 契約約款・指名停止措置要綱等の改正情報	11

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書（共通）

（令和2年4月改正）

（趣旨）

第1条 坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、物品の買入れ・賃貸借、設計・調査・測量その他の業務委託等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得書の定めるところによる。

（指名等の取消し）

第2条 指名競争入札の指名を受けた者又は一般競争入札の参加資格を得た者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った指名又は一般競争入札の参加資格はこれを取り消す。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名又は一般競争入札の参加資格はこれを取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

第4条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を管理者に申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱又は坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱の規定による措置要件に該当し、指名停止又は指名除外の措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消す。

（暴力団等の不当介入があった場合の報告義務）

第4条の2 入札参加者は、組合発注工事等において、暴力団等から不当介入（物品・機関紙等の購入の強要、金銭の不当要求、現場管理に起因した言いがかり等）を受けた場合は、不当介入報告（届出）書を作成し、直ちに管理者及び警察署に提出しなければならない。

（入札）

第5条 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則、契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これら図面、設計書、仕様書を「設計図書」という。）坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書及び指名通知書又は一般競争入札の公告の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則及び契約約款は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課窓口において閲覧することができる。

3 入札は、指名通知書又は一般競争入札の公告で指定した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者及び所定の仕様書等の貸与を受けていない者又は一般競争入札参加資格者証を入札当日提出しない者の入札参加は認めない。

4 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印のうえ、これを封書にして入札執行者の指示により入札箱に投入しなければならない。

5 入札は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札参加者が見積った金額の消費税及び地方消費税の税抜き相当額により行わなければならない。ただし、指名通知書又は一般競争入札の公告において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

6 入札参加者が、代理人をして入札に参加させようとするときは、代理人に委任事項、件名、委任者・受任者（代理人）の氏名・使用印押印・日付その他必要事項を記載した委任状を提出させなければならない。また、本人が参加する場合は代表者印を、代理人が参加する場合は、委任状に押印した自己の印鑑を必ず所持すること。

（入札保証金）

第6条 入札保証金は、入札参加者の見積金額（消費税及び地方消費税を加えた額）の5／100以上とする。

2 入札保証金は、入札終了後、納付した場所で直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金の全部

又は一部に充当するものとする。

3 坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則第7条の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、別に定める方法により入札保証金免除申請書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することはできない。

2 入札執行前に辞退をする場合は、あらかじめ入札辞退届を提出すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
(公正な入札の確保)

第8条 入札参加者は、独占禁止法、刑法（明治40年法律第45号）、その他関係諸法令等に抵触する不正行為を行ってはならない。

2 入札執行者は公正な入札を確保するため必要があるときは、当該入札の落札の有無にかかわらず、入札参加者に対して入札金額見積内訳書の提出を求めることがある。この場合は、その指示に従い提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合（談合）し、又は妨害若しくは不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

第11条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者の立会いで行う。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とする。

- (1) 入札者の記名及び押印がない入札
- (2) 入札書の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印（訂正印）のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入がない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で、委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札金額見積内訳書及び配置予定技術者名簿（以下「内訳書等」という。）の提出を求めた入札において、当該内訳書等を提出しない者がした入札
- (12) 内訳書等の提出を求めた入札において、当該内訳書等の内容が認め難い者がした入札
- (13) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札
- (14) 配置予定技術者名簿の提出を求めた入札において、当該名簿の記載に不備がある者がした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第13条 落札者は、予定価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

3 落札者は、落札決定後、消費税及び地方消費税に係る課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。

(「くじ」による落札者の決定)

第14条 落札とすべき同額の入札をした者が2名以上いるときは、直ちに当該入札者により「くじ」で落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(再度入札)

第15条 初度入札において落札者がないときは、再度入札を行うことがある。

2 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者又は最低制限価格を設定した場合で、当該最低制限価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札は、原則として1回限りとする。ただし、設計額を入札前に公表した入札については、原則として再度入札は行わない。

(不調時の取扱い)

第16条 再度入札によってもなお落札者がないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

2 再度入札において無効の入札を行った者又は最低制限価格を設定した場合で、当該最低制限価格の消費税及び地方消費税の税抜き相当額未満の入札をした者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 第1項の規定により随意契約の方法により契約の締結を行うときは、再度入札の結果の発表に続き、当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適當と認められたときは、当該見積をした者を契約の相手方とする。

(契約書類等の提出)

第17条 落札者は、特に指示がない限り、落札決定日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。）に契約書に記名・押印のうえ、契約に必要な保証及び関係書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 契約書の製本方法は、特記仕様書等又は発注担当課の指示により、契約に必要な部数を落札者の負担において行うものとする。

(契約保証金)

第18条 落札者は、契約締結に当たって契約金額の10／100以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

2 履行保証保険契約の締結等により契約保証金の免除を受けようとする者及び担保の提供をしようとする者は、契約書の提出日までに必要書類を添付して契約保証金免除申請書を提出しなければならない。

(契約の確定)

第19条 契約は、管理者と落札者が契約書に記名、押印したときに確定する。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

(異議の申立)

第20条 入札参加者は、入札後において、この心得書、契約書（案）、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(設計図書の返却)

第21条 入札参加に際して組合が貸与した設計図書は、書き込み、汚損、き損等しないよう丁寧に取り扱い、指示された期日までに必ず返却すること。

(入札情報の公開等)

第22条 この入札は、一般に公開して執行する。

2 入札結果等は、別に定める坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領に基づき公表する。

3 設計額及び最低制限価格を入札前に公表する入札は、指名通知書又は一般競争入札の公告にその旨を記載し、公表事項は坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎内に設置した「入札情報掲示板」に掲示して公表する。

(その他)

第23条 落札者は、契約期間内に完成検査まで完了できるように工程管理を行うこととする。

2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る業種について、契約を締結しようとする日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。

3 入札会場内は私語を謹み静粛にし、また、酒気を帯びて入場してはならない。

4 入札会場内では、携帯電話及びポケットベル等無線機類の電源は切断しなければならない。

5 入札参加者は、この心得書に定めるもののほか、係員の指示に従わなければならない。

建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項（建設工事）

建設工事に係る入札参加者は、前記の坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書のほか、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注工事の入札及び施工にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 受注者は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に規定する一括下請負等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等は、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。

2 建設業における生産システム合理化指針等の遵守について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めなければならない。
- (3) 組合から直接工事を請負った特定建設業者は、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上になる工事を施工するときは、「施工体制台帳」を工事現場に備え置くとともに、当該施工体制台帳の写しを工事発注課へ提出しなければならない。また、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、施工体制台帳に当該施工体系図の写しを添付して工事発注課へ提出しなければならない。
- (4) 建設産業における所定労働時間は、労働基準法に基づき、平成9年4月から週40時間制に全面的に移行することとなったので、施工にあたっては現場の就労実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を短縮するなどの方法により、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。

3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めなければならない。

4 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払わなければならない。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置を取るよう努めなければならない。

また、車両は下請業者を含め埼玉県ディーゼル車規制適合車を使用すること。

6 建設業退職金共済制度への加入促進及び証紙購入報告書の提出等について

- (1) 受注者は建設業退職金共済制度への加入に努め、制度の対象となる労働者を使用する場合には、証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 1件の契約が500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書を貼り付けした「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を、契約締結後1か月以内に、発注課へ提出しなければならない。ただし、期限内に提出できない正当な理由があり、あらかじめ書面により申し出た場合はこの限りでない。

- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し加入促進を図るとともに、下請業者に対して共済証紙の現物交付又は掛金相当額を下請代金中に算入するものとする。
- (4) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に対する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (5) 工事請負契約を締結した建設業者は、建退共支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（黄色のシール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。
なお、建設業退職金共済について不明な点は、下記へ問い合わせてください。
- 勤労者退職金機構 建設業退職金共済事業本部 埼玉支部
TEL 048-861-5111
埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉県建産連会館

7 技術者の適正な配置について

- (1) 1件の請負金額が、4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければならない。
- (2) 元請人が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは常時資格者証を携帯し、発注者（監督員等）から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。
- (3) 元請人が工事現場ごとに配置しなければならない現場代理人、主任技術者、監理技術者等のうち、主任技術者及び監理技術者等は、元請人と直接的かつ経常的な雇用関係にある者でなければならない。

8 工事カルテの作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合直ちにその写しを発注者に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

9 経営事項審査の義務化

一定の公共工事を請け負おうとする者は、建設業法の規定により経営事項審査を受けることが義務付けられています。経営事項審査を受けていないと、公共工事を請け負うことができなくなりますので、毎年決算ごとに必ず受審してください。経営事項審査の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7か月以内としていますので、最新の総合評定値通知書（経審）が送付されたときは、その写し（A4に縮小）を速やかに総務課へ提出（郵送可）してください。

入札金額見積内訳書の作成条件（全業種適用）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、入札・契約手続きの透明性を向上し、公正な契約制度の推進を図るため、平成10年11月から一部の入札設計額（税込み）の事前公表の試行を開始し、平成12年8月からは事前公表の試行範囲を原則として全入札に拡大し、平成15年9月から本実施に移行しています。

設計額や予定価格等の入札の目安になる情報を事前公表する場合、①落札額が高止まりとなる、②談合を助長する、③積算をしなくとも応札できる等の問題点が一般的に言われております。また、過当競争により低価格での落札があった場合、それが粗雑工事や下請業者や労働者へのしわ寄せにつながる等業界の健全な発展を阻害するなどの諸問題が懸念されるとの意見もあります。

組合では、これらの問題に適正に対処するため、入札参加者の独自で真摯かつ適切な積算であることを確認するため、入札書の提出と同時に「入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を義務付ける場合があります。以下の内訳書作成条件に従って作成してください。

なお、内訳書の提出を義務付ける場合には、指名通知書（一般競争入札の場合は告示文書）にその旨を記載します。

入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書のほか下記の点に注意して内訳書を作成してください。

① 内訳書の記載項目は、組合が貸与した設計図書（仕様書）の項目に基づき、一位表を除く部分（土木は工種・種別、建築は種目・科目レベルまで。他の業種にあってもこれと同等レベルまで）を作成すること。

② 内訳内容は、原則として貸与した設計図書（仕様書）の項目に基づくものとします。様式は、作成レベルが同等以上であれば参加者独自の様式で結構ですが、組合が様式を指定した場合は当該様式によることとします。

③ 内訳書の合計額が入札書に記載した金額と一致していない場合は、その者がした入札を無効とします。

④ 内訳書の提出がない場合は入札に参加することができません。又は、その者がした入札を無効とします。

⑤ 貸与した設計図書（仕様書）への書き込みは禁止します。必要な場合は、コピーしたものを使用してください。内訳書の記載レベルは次ページ以降の例示を参考に作成してください。

⑥ 内訳書の提出方法

a 内訳書は、入札書とは別の封書にして、入札書と同時に提出できるよう用意してください。（郵送の場合同封可）

b 内訳書には、表紙又は欄外に会社名を明記してください。（ゴム印可、代表者の押印不要）

c 内訳書が複数枚数になるときは、上部を綴じてください。

⑦ 内訳書の審査

提出された内訳書は、入札書の開封と同時に審査します。内容に疑義がある場合は、入札を中止又は保留し事情聴取を行い、若しくはその者がした入札を無効とすることがあります。内訳書の主な審査内容等は次のとおり。

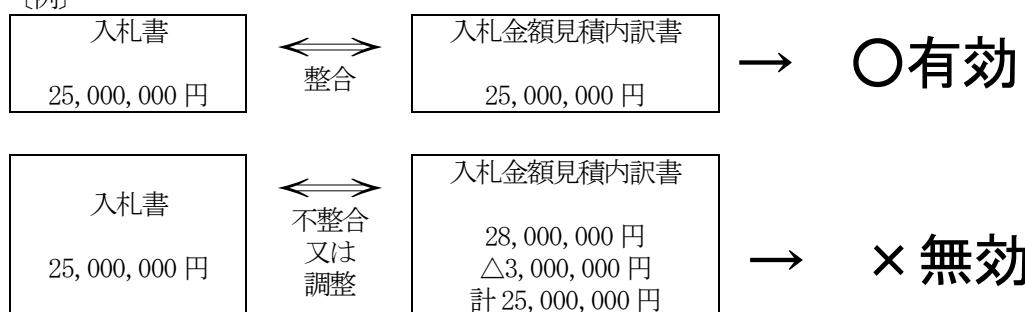
a 内訳書の内容（項目、金額等）が妥当であるか。

b 入札書に記載した数値と一致しているか。値引き調整等をしたものでないか。

c 他社と全く同一の数値内訳でないか。

d 他社と同一のコピー・FAX等による複製ではないか。また、一部を修正するなど手を加えただけの実質複製したものでないか。など

〔例〕



別紙 入札金額見積内訳書の作成レベルの例示 1

※ 下表の項目を参考に業種に応じて同レベル以上の内訳書を作成してください。

【土木工事の場合の一例】	【建築工事の場合の一例】	【電気設備工事の場合の一例】
本工事費	I 建築工事	本工事費
管渠工 (開削、推進)	A ポンプ場工事	電気設備工
管路土工	01 直接仮設工事	機器費
管布設工 (管推進工)	02 土工事	引込費
管基礎工	(省略)	
水路築造工		
地盤改良工	II 電気設備工事	
土留工	01 幹線設備工事	
水替工	02 電灯コンセント設備工事	
マンホール工	03 弱電設備工事	
標準マンホール工	04 自動火災報知設備工事	
組立マンホール工	05 非常警報設備工事	
小型マンホール工		
特殊マンホール工	III 機械設備工事	
取付管及びます工	01 給水設備工事	
管路土工	02 消火設備工事	
ます設置工	03 排水設備工事	
取付管布設工	04 衛生器具設備工事	
付帯工	05 空調設備工事	
舗装撤去工	06 屋外設備工事	
道路復旧工		
(省略)	IV 昇降機設備工事	
直接工事費		
共通仮設費		
共通仮設費		
安全費		
交通整理員		
役務費		
技術管理費		
純工事費	直接工事費	直接工事費
現場管理費	共通仮設費	共通仮設費
工事原価	現場管理費	現場管理費
一般管理費等	一般管理費	一般管理費
	有価物売却費	有価物売却費
工事価格（入札書記載価格と一致のこと）		

※ 消費税及び地方消費税相当額は含めないでください。

別紙 入札金額見積内訳書の作成レベルの例示 2

※ 下表の項目を参考に業種に応じて同レベル以上の内訳書を作成してください。

【機械設備工事の場合の一例】	【建築設計業務の場合の一例】	【下水道設計・測量の場合の一例】
本工事費	1 基本設計業務	1 管渠設計業務
ポンプ設備工	(1) 建築総合	直接人件費
機器費	(2) 建築構造	管渠詳細設計
ポンプ	(3) 電気設備	施工方法等の比較検討
直接工事費	(4) 給排水衛生設備	報告書作成
輸送費	(5) 空気調和・換気設備	設計協議
材料費	(6) その他(特別業務)	直接経費
一般労務費	(7) 資料・提出図書等	直接経費
据付費		間接費
複合工費	2 実施設計	諸経費
直接経費	(1) 建築総合	技術経費
仮設費	(2) 建築構造	
間接工事費	(3) 電気設備	2 測量作業費
共通仮設費	(4) 給排水衛生設備	直接測量費
運搬費	(5) 空気調和・換気設備	水準測量
安全費	(6) その他(特別業務)	諸経費
役務費	(7) 資料・提出図書等	諸経費
技術管理費		
営繕費	3 諸経費	
現場管理費		
一般管理費		
有価物売却費		
工事価格 (入札書記載価格と一致のこと)		業務委託価格 (入札書記載価格と一致のこと)

※ 消費税及び地方消費税相当額は含めないでください。

公共事業への暴力団等の不当介入対応マニュアル

不当介入は毅然とした態度で断固拒否しましょう！
警察と発注者への報告（届出）を義務化しました！

坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、暴力団等が不当介入することを防止するため、「公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアル」を作成して、暴力団、総会屋、社会運動等標榜ゴロといった反社会的勢力（暴力団等）が、暴力行為等の違法、不当な手段を用いて行う公共事業への介入を排除するとともに、暴力団等の不当な要求に対して組織的に対応することにより、公共事業の適正な履行を確保することを目的として、埼玉県警察本部など関係機関・関係団体の緊密な連携のもと、対応することとしています。

公共事業の入札・契約・履行等に関して、万が一、暴力団等から不当介入を受けた場合は、迷わず所轄の警察署に届け出るとともに、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注担当課または総務課へ報告してください。（報告された情報は、構成市（坂戸市・鶴ヶ島市）及び構成市を通じて、埼玉県と市町村で結成する「公共工事に係る暴力団等排除連絡会」へ報告します。）

● 暴力団等の不当介入とは？対応は？

暴力団等の不当介入マニュアルの中から、受注者に関する部分を紹介します。

【暴力団等とは】

暴力団等とは、暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団関係者、社会運動等標榜ゴロ（えせ右翼、えせ同和行為者等）その他計画又は常習的に暴行、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為を行う集団又は個人をいい、不正な利益を得る目的で、事実関係や社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求や工事妨害等を行う者をいいます。

【不当介入事例】

- ① 公共工事等の受注を口実にした書籍・物品等の購入、機関誌（紙）の購読等の強要
- ② 現場管理上の問題に起因した言いがかり（作業員の安全管理関係、資材の現場保管状況、警備員の交通規制関係、工事施工関係等）
- ③ 挨拶料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等の名目による金銭の不当な支払要求
- ④ 労務者雇用や特定業者の下請工事参入の強要
- ⑤ 特定資材の納入受入れや自動販売機設置の強要
- ⑥ 入札辞退、談合の強要 他

なお、暴力団等によるものであるかどうかにかかわりなく、公共工事等に関する一般的な陳情、要望や正当な要求、個別工事に係る苦情等は、不当介入には該当しない。

【不当介入の対応留意点】

公共工事等に不当介入してきた暴力団等に対応する際には、毅然とした態度で信念と気迫をもって、冷静に対応することが鉄則です。

不当介入を排除するために有効な対応方法は、個々のケースごとに異なりますが、対応の際には次の点に留意して対応してください。

（1）相手の確認（Who）

初対面の場合は、名刺交換を行うなどして、相手の氏名、所属団体、住所、連絡先、電話番号等を必ず確認する。代理人を名乗る場合には委任状の確認を忘れない。

（2）場所の確保（Where）

会議室等の個室は避け、なるべく事務室内の見通しの良い場所で対応する。こちらの管理権の及ぶ場所で面談を行い、暴力団組事務所や相手の指定する場所には絶対に出向かない。やむを得ず出向くときはあらかじめ警察等に連絡をし、万が一の対策を取った上で、必ず複数で出向く。

（3）要件の確認（What）

相手の要求を、具体的かつ明確に聞き出し、記録しておく。

（4）事実関係の調査（Why）

相手の要求に対する即答は避け、事実関係を調査のうえ、組織的に対応する姿勢を貫き、相手に付け入る隙を与えないようにする。

（5）対応内容等の記録化（When）

① 日時・内容等の記録

対応日時、内容は、メモ、録音等により正確に記録化する。犯罪検挙や行政処分の証拠となるだけでなく、相手を牽制するという意味でも有効です。録音する際には、「後で上司に報告するため正確に記録する必要がある」等の理由で相手に断つてから録音する。

② 面談時間の事前設定・通告

面談時間が長いと、心的疲労が高まって、相手のペースにはまり、安易な妥協につながる危険性が大きくなるので、面談時間は短時間で行うこと。最初に面談時間（30分～1時間程度）を決めて、相手にはつき

りと告げておく。

(6) 言動に注意した適切な対応 (How)

① 複数で対応・湯茶の接待はしない

威圧感を跳ね返す意味でできれば相手より多い人数で対応する。湯茶の接待をする長く居座り続けることを容認したととられかねない。

② 豊かな対応・挑発に乗らないで冷静に

言葉遣いに注意し、対応は慎重に、紳士的に、侮らず、豊かな態度で厳格に行う。初期段階における対応ミスは傷口を広げることとなる。

相手の挑発に乗らない。暴力団等は、挑発して失言を誘ったり、巧みに論争に持ち込み、言葉尻をとらえて厳しく糾弾し、無理難題を押し付けてくる。これらの言動に惑わされず、勇気を持って豊かな対応を心掛ける。

③ 誤解を与える回答はしない (即答はしない)

相手の要求に対しては「事実関係をよく調査した上で回答する」などと応じて、その場ですぐに結論を出さないようにする。

「前向きに検討する」「一応検討する」など、その場逃れの、相手に希望を持たせる対応をしない。あいまいな返事をして揚げ足を取られないようにする。

相手は、二者択一を迫るのが常套手段と心得るべきです。

④ 理由のない書類は作らない

念書や詫び状など、理由のない書類は、後日、金品要求の材料などに悪用されるおそれがあるので、絶対に書かないこと。また、社会運動に名を借りて署名を集めることがあるので、意味不明の文書への署名・押印はしない。体面を気にして、もみ消しやミス隠しに走ったり、その場しのぎの不用意な言動は禁物です。

⑤ 断るときは、はっきりと丁寧に

図書の購入等を強要された場合には、金額の大小にかかわらず、契約自由の原則を根拠に、丁寧に断る。

⑥ 不当な圧力には絶対に屈しない

不当な圧力に一度でも、一部でも屈すると、後日、「前には便宜を図ってもらったのになぜ今回はダメなんだ」と前例踏襲型の不当要求を誘発したり、そのことをもって、他の団体等から攻め立てられたりすることになるので、信念と気迫をもって最後まで粘り強く対応する。

相手が、脅迫まがいの言動に及んだときは、「これ以上脅迫するなら警察を呼びます。今日のところはお引き取りください」と、豊かな態度で対応する。

⑦ 早期の警察連絡

万が一、不用なトラブルが発生し、又は発生しそうな場合には、トラブルの拡大及び受傷事故を未然に防止するため、機を失せず、最寄りの警察署に通報する。

【電話による対応の場合】

上記の基本的な留意点に加えて、特に次の点に留意することが必要である。

(1) 電話の場合、相手の顔が見えないことから、特に言葉遣いには注意する。不用意な発言は、接遇の不適切さを理由にした相手の反撃を招くなど、新たなトラブル発生の元となる。

(2) 相手の不当な要求に対しては、即答を避けるようにし、安易に上司に取り次がないようにする。

【その他】

暴力団等の不当介入は、粗暴な言動や不当な圧力を手段として行われることが多い。次に掲げるような行為も、不当介入の手段として行われるときは、不当介入行為の一部を構成するものであり、断固として排除しなければならない。

(1) 数の優位にモノを言わそうと、大勢で押しかける。

(2) 必要以上に大きな声を出して威圧する。

(3) 目の前にある物を投げつける。

(4) 自己の身体の刺青や小指の欠損を見せつける。

(5) 長時間居座り、退去を求めても応じようとしない。

(6) 街宣車活動による威嚇をほのめかす。

(7) 同一の不当要求を電話で繰り返し行う。

万一、不当介入があったときは、必ず西入間警察署と坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注担当課または総務課にご相談ください。

また、どうしたらよいか分からぬようないときは、まず、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注担当課または総務課にご相談ください。西入間警察署並びに構成市（坂戸市・鶴ヶ島市）と連携して適切な対応を行います。

契約約款・指名停止措置要綱等の改正情報

各種の改正を行っておりますのでご注意ください

契約約款・指名停止措置要綱等の改正情報

各種の改正を行っておりますのでご注意ください

■ 各種契約約款を改正

◎ 建設工事標準請負契約約款の一部を改正

(令和5年9月1日施行)

(1) 契約手続きの電子化

受注者が、契約の保証として履行保証保険契約等を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることから、約款の一部を改正しました。

◎ 業務委託標準契約約款の一部を改正

(令和5年9月1日施行)

(1) 契約手続きの電子化

受注者が、契約の保証として履行保証保険契約等を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることから、約款の一部を改正しました。

◎ 現場代理人等の常駐義務の緩和に関する取扱要領の一部を改正

(令和6年1月15日施行)

(1) 対象範囲の拡大及び内容の見直し

現場責任者まで対象を拡大、常駐規定の緩和の見直し、兼務対象の範囲を拡大することから、要領の一部を改正しました。

◎ 施工体制の適正化の促進についての一部を改正

(令和7年1月10日施行)

(1) 現場技術者の専任合理化

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の専任義務の緩和、特例監理技術者の呼称変更、健康保険被保険者証新規発行終了への対応により手引きの一部を改正しました。

■ 入札における最低制限価格制度について

[最新情報は当組合ホームページを御覧下さい。](#) (最終改正：令和4年5月1日)